

IP通信網サービス契約約款（共通編）【現改比較表】 2022年12月21日現在

～2022年12月20日

2022年12月21日～

目次（略）	目次（略）
第1章～第14章（略）	第1章～第14章（略）
別記（略）	別記（略）
	<p><u>附 則（令和4年12月19日 レパN第1100号）</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和4年12月21日から実施します。</u></p>
	<p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 当社は、令和4年12月21日から令和5年3月31日までの間に、当社が別に定める申込み条件にて、タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。以下本項において同じとします。）に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求（タイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更を除きます。）と同時に、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下本項において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）（21）複数回線複合割引の適用に規定する割引の申込みを当社が承諾し、申込みから3か月後の月末までにタイプ8のコース1の提供を開始した場合は、次に掲げる通り適用します。</u></p> <p><u>（1）タイプ8のコース1の提供を開始した日を含む料金月を1料金月として2料金月から7料金月まで、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下本項において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を適用して減額します。</u></p>

～2022年12月20日	2022年12月21日～	
	<u>区 分</u>	<u>基本額の減額（2～7料金月）</u>
	<u>(ア) タイプ8のコース 1 のプラン1～ 3及びプラン 13～15</u>	<u>5,100 円 (5,610 円)</u>
	<u>(イ) タイプ8のコース 1 のプラン4～ 12 及びプラン 16～24</u>	<u>3,600 円 (3,960 円)</u>
	<u>備考</u>	
	<p><u>1 当社は、減額適用期間内に（ア）と（イ）の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します</u></p> <p><u>(2) 料金表第1表第2（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金（新規契約料、転用契約料、事業者変更契約料に係るものに限りません。）を適用しません。</u></p> <p><u>(3) 光アクセス回線の新規開通工事を伴う申込みの場合は、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限りません。以下本項において同じとします。））料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）））の2-2（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限りません。）の提供の開始に関する工事費）の2-2-1（新規開通工事費）に規定する工事費を適用しません。</u></p> <p><u>(注) 本項に規定する別に定める申込み条件とは次に掲げるものとします。</u></p> <p><u>・当社のWebサイト</u></p> <p><u>(https://service.ocn.ne.jp/signup/internet/hikari/ocnhikari.html) に掲示する申込み方法であること。</u></p>	
	<u>4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ</u>	

~2022年12月20日	2022年12月21日~
	<u>他の債務については、なお従前のとおりとします。</u>
	<u>5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>